



消費生活ほっとニュース 第74号 令和4年5月10日発行



◇◆INDEX◇◆

1. 18歳、19歳が狙われています！！
～経験の浅い若者に多いトラブル、気を付けましょう～
2. ウクライナ情勢を悪用した手口にご注意！
【No.1】SNSでの義援金詐欺 【No.2】貴金属の訪問購入トラブル等
3. ブリーダーからペットを直接購入する際に気を付けること



18歳、19歳が狙われています！！ ～経験の浅い若者に多いトラブル、気を付けましょう～



≪消費者注意情報≫

令和4年（2022年）4月1日から、民法の改正に伴い18歳の誕生日を迎えると「成年」となります。成年になると、親権者や保護者の許可なく、高額な契約を締結したり、ローンを組んだり、借金したりできるようになります。

特に今年は、2002年4月2日から2004年4月1日に生まれた人が4月1日に一斉に対象となるため、被害の拡大が懸念されています。「大人の仲間入り」をするということは、支払いやその契約に係る責任がすべて自分にかかってくるということです。そんな「新成年者」を、悪質事業者などが狙っています。「カモ」にされる前に、よくあるトラブル事例を知って、被害を防ぎましょう。

なお、未成年である3月31日以前に行った契約は未成年者取消できますが、4月1日以降、1円でも代金を払ってしまうと、契約を「追認」したことになり、未成年者取消ができなくなります。一人で悩まずに消費生活センターにご相談ください。



<トラブル事例1>【友人に儲かると勧められて…】

中学時代の友人に、「スマホを使って投資で稼ぐ方法がある」と言われ、知り合いAを紹介された。Aに、バイナリーオプションとFXの自動売買ツールを使って投資をすれば1年後には100万円くらい軽く稼げると言われ、その気になった。ツール2つで50万円だと言われたが、お金が無いというと、消費者金融で借りるよう言われ、借金して支払った。5万円ほど投資したが全く儲からない。一人紹介するごとに6万円もらえるとされたので、借金返済のため数人に声をかけてみたら、だんだん自分の周りから人がいなくなってしまった。どうしたらよいか。（20歳代男性）

【アドバイス】

FXなんて、スマートに小遣い稼ぎができそうだし、誘ってくる先輩たちはブランド品や高級時計を持っているので、自分も！と夢を見てしまいそうですが、ちょっと待って！！

投資は儲かることもあれば損することもありますし、元手となる資金も必要です。

世間には数多くの投資家がいる、自分でかなり勉強しながら儲けを出す努力をしています。何の知識もないあなたがツールだけで簡単に儲けられるものでしょうか？また、友人は自分だけが「必ず儲かるツール」を独り占めせずあなたを誘ったのはなぜでしょう？

実は勧誘する人の中には、投資の儲けではなく紹介料で借金を返済している人が多いのです。

（消費者金融から50万円借りると年間10万円近い利息が発生します）
紹介料欲しさに友人を紹介してしまうと大切な友人を失ったり、あなた自身が加害者になってしまう場合があります。

マルチ商法（連鎖販売取引）の場合、クーリング・オフは20日間です。

まずは、すぐに消費生活センターに相談しましょう。

＜トラブル事例2＞【お試しで購入したら定期購入だった/ネット通販】

スマホで動画配信サイトを見ていたら、通常約4000円の「脱毛クリームお試し1本無料」という広告を見つけた。3本頼むと1000円だと書いてあったので、得だと思い注文したら、翌月も同じものが3本届き、1万数千円の定価での請求書が同封されていた。よく見ると、4回以上の購入が必要な定期購入だと分かった。学生であり高額で支払えないので解約したい。（19歳男性）



【アドバイス】

「お試し〇〇円」「初回無料」等の広告の多くは2回目以降複数回、定額で購入する必要がある「定期購入」なので気を付けましょう。**通信販売は、クーリング・オフが適用されません。**その代わりに、支払方法や解約条件、返品条件を記載しなければならないと定められています。購入時には条件等をしっかり確認することが大切です。また、ネット通販では、「偽サイト」等で代金を払わせて商品を送らなかつたり、偽物を送る等の悪質な被害も発生しています。通信販売で商品やサービスの契約をするときは、値段だけを見るのではなく、支払方法が複数あり、クレジットカード等代金後払いが選択できるか**返品や解約の条件がどうなっているかをきちんと確認し、**自らも被害防止に努めましょう。

〇ココに注意！

—困ったときは、消費生活センターに相談を！—

契約をする前には、条件等をしっかり確認することが大切です。契約してしまっても契約内容等によって、クーリング・オフが可能な場合があります。

契約内容に疑問が生じたときや事業者の対応に不審な点がある場合には、できるだけ早く消費生活センターにご相談ください。



<出典>くらしに関わる東京都の情報サイト「東京くらし web」



ウクライナ情勢を悪用した手口にご注意！

—ウクライナ情勢を悪用した詐欺トラブルが生じていますので、
注意してください—

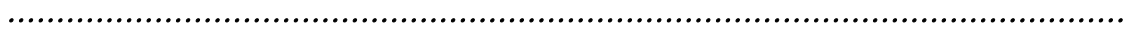


【No.1】 SNS での義援金詐欺

<相談事例> SNS でウクライナへの義援金を募集していたので寄付したが詐欺の可能性があるとわかった。返金してほしい

ウクライナでロシアの軍事侵攻が激しさを増してきたため、何か自分にもできないかと思っていたところ、SNS で義援金を募集していたので、クレジットカード決済で1,000円を募金した。ところが数日後、SNS に、募金した義援金サイトは偽物の可能性があると表示された。だまされたと思うので返金を求めたい。

(2022年3月受付 30歳代 男性)



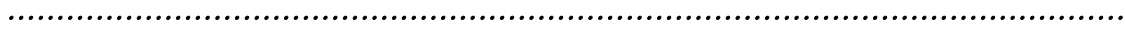
【No.2】 貴金属の訪問購入トラブル等



<相談事例>① 「ウクライナに送る冬物の衣類を買い取りたい」という勧誘の電話があり、了承したら、来訪した事業者に貴金属を見せろと言われた

ウクライナの戦地に送る冬物の衣類を買い取りたいと、訪問購入業者から自宅に勧誘の電話があった。寒い地域の避難民に役立ててもらえればと思い、冬物の衣類をまとめて来訪を待っていたが、来訪した訪問購入業者に「冬物衣類はいらないので貴金属を見せてほしい」と言われた。我が家に売れるような貴金属はないと断り冬物の衣類を戦地に届けてほしいと頼むと、衣類は別のトラックで夕方以降取りに来ると言い残して退去した。しかし結局引き取りのトラックが来ることはなく、ウクライナ情勢を悪用した手口だと感じた。

(2022年3月受付 40歳代 女性)



<相談事例>②「コロナやウクライナ侵攻の影響により売り上げが激変したため協力してほしい」と電話で海産物の勧誘を受けて注文したが、クーリング・オフしたい

先日「以前、海産物を頼まれた伝票をもとに電話をかけている。コロナやウクライナ侵攻の影響により売り上げが激変したため、協力してもらえないか」と北海道の事業者と名乗る電話があり、断り切れず海産物を注文した。本日商品が届き代引きで支払ったが、冷静になってみると商品は北海道の商品ではなく、金額も高いのでクーリング・オフの手続きをしたい。
(2022年3月受付 30歳代 女性)

【消費者へのアドバイス】

上記のような手口のほかに、今後、ウクライナ情勢に関連した様々なパターンのトラブルが生じる可能性がありますので、十分に注意してください。
少しでもおかしいと思ったら、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください。

***消費者ホットライン「188（いやや!）」番**

最寄りの市町村や都道府県の消費生活センター等をご案内する全国共通の3桁の電話番号です。

<出典> 国民生活センターHP 注意喚起情報

ブリーダーからペットを直接購入する際に気をつけること

<相談事例>

ブリーダー紹介サイトに掲載されていたメスの子猫が気に入り、サイトを通じて子猫の見学を申し込むとブリーダーから希望日時の見学を承諾したとの返信があった。その際、子猫の販売は猫舎を見学した順ではなく購入予約した順で決まる、購入予約金5万円を振り込んだ人が優先で、ほかの客から先に予約金が払われた場合は紹介ができなくなる、と書いてあったので、その日の夜、ブリーダーの口座に5万円を振り込んだ。しかし、都合で猫が飼えなくなり、翌日キャンセルの連絡をすると5万円の購入予約金は一切返金できないと返信があった。予約金は返金されないのか。
(40歳代、男性)

●問題点とアドバイス

近年では消費者がペットを購入する方法として、ペットショップから購入するほか、ブリーダー紹介サイトや SNS の普及により、ブリーダーから直接購入する機会も増えています。こうしたなか、ブリーダーが関連するペット購入の相談が寄せられています。



(1) 予約金を支払う際は慎重に検討する

現物を見る前に予約金を支払うことはリスクが伴います。実際に見たらイメージが違った、都合により飼えなくなったなど、自己都合のキャンセルの場合は返金されないことが多くあります。支払った金銭は返金されるのかなど、キャンセル時の対応について確認してから支払うようにしましょう。「予約金を支払えば、ほかの人に渡らないようにする」と言われることもありますが、焦って決めず、慎重に検討しましょう。

.....

(2) ブリーダーから購入する場合には直接会い、信頼できるブリーダーから購入する

ブリーダーからペットの購入を検討する際は、まず、そのブリーダーが第一種動物取扱業（販売）に登録しているかを自治体のウェブサイト等で確認してください。ブリーダー紹介サイトや SNS などを含めたすべての広告に、事業者名、事業所の所在地等の情報を掲載することが義務づけられているので、確認しましょう。次に、どのような環境で動物を育てているのかを、実際に飼育施設に向いて確認し、不安な点は質問しましょう。また、複数のブリーダーを比較し、信頼できるブリーダーから購入しましょう。購入後も関係性を築いていけるかどうかを意識してください。.....

(3) ペットは生き物であることを十分に考慮し、安易な購入は避ける

ペットは購入したら終わりではなく、飼い主はその命に責任を持って飼育（終生飼養）をしなければなりません。見た目の可愛さに一目ぼれして安易に購入することは避け、住居環境や生活環境に加え、家族の意思やアレルギーの有無なども確認し本当に飼育することができるのか、冷静に考えましょう。



<出典>2022.3 26「国民生活」国民生活センター相談情報部



★困ったときは、すぐに相談！ 局番なし 188（消費者ホットライン）

☆豊島区在住・在勤・在学の方の商品の購入や契約のトラブルなど、消費生活に関する相談は「豊島区消費生活センター」で受け付けています。

【相談専用電話】 03-3984-5515

☆詳しい内容はこちらから↓

<http://www.city.toshima.lg.jp/124/kurashi/shohi/center/021970.html>

<注意>このアドレスは配信専用のため、返信いただいても対応することができません。

★発行・問い合わせ先：豊島区消費生活センター TEL：03-4566-2416

